

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援 等）
地域企業・教育機関・自治体等との連携を通じ、オープンイノベーションによる新規事業創出や人材育成の取組を推進する。
特に、地域企業の採用・人材育成課題を起点とした共同プロジェクトの企画・運営を行い、企業間連携による持続的な地域経済の活性化に取り組む。
- b. IT 実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
取引先企業に対し、採用・広報・業務効率化に関するITツールの導入支援や運用助言を行うとともに、業務委託先・協力会社との円滑な情報共有を目的としたデジタル活用を推進する。
また、IT・デジタル人材の育成や活用に関する支援を行い、中小企業におけるDX推進に寄与する。
- c. 専門人材マッチング
地域企業と、IT人材・採用支援人材・広報人材等の専門人材とのマッチングを行い、企業の課題解決と人材のキャリア形成の双方に資する取組を推進する。
正社員採用に限らず、業務委託・プロジェクト単位での協業も含め、多様な働き方を前提とした人材活用を支援する。
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
自社および取引先において、デジタル化・業務効率化によるペーパーレス化や移動・工数削減を通じ、環境負荷の低減に取り組む。
また、環境配慮に積極的に取り組む企業・サービスを優先的に選定・活用するなど、グリーン調達の考え方を踏まえた取引を推進する。
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）
取引先および協力人材に対し、柔軟な働き方の推進や業務負荷の適正化に配慮し、心身の健康を重視した就業環境づくりに取り組む。
また、健康経営に関する情報提供や、働き方改革・キャリア形成支援を通じて、持続可能な就業機会の創出を支援する。
- f. BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言 等）

災害や感染症拡大等の非常時においても、取引先との連携を維持できるよう、業務委託・情報共有体制の分散化やリモート対応を前提とした事業運営を行う。

また、取引先からの相談に応じ、BCP（事業継続計画）策定や人材確保・代替体制構築に関する助言・支援を行う。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。下請取引以外の企業間取引についても、取引上の地位に優劣がある企業間での取引の適正化を図ります。

3. その他（任意記載）

当社は、直接の取引先に限らず、業務委託者・協力企業・地域パートナー等を含む広義のサプライチェーン全体との共存共栄を重視し、持続可能な取引関係の構築に取り組みます。

具体的には、業務内容・工数・役割分担を可能な限り明確化し、価格・報酬・取引条件については一方的な決定を行わず、協議を前提とした適正な価格決定を行います。また、取引条件の変更が生じる場合には、その背景や考え方を丁寧に説明し、関係者間での認識共有に努めます。

さらに、当社が関与する人材・採用・IT支援等の事業を通じて得られた知見や改善成果については、取引先や協力人材にも還元することを意識し、取引関係の質的向上を図ります。

これらの取組を通じて、当社と取引先双方が中長期的に成長できる関係性の構築を目指します。

あわせて、当社の取引先に対しても本宣言の趣旨を共有し、サプライチェーン全体における公正・透明な取引慣行の定着と、パートナーシップ構築宣言の普及に努めてまいります。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社キャリコ

企 業 名

代表取締役 小塙 琢己

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。